

大和高田市立高田商業高等学校校則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この校則は、大和高田市立高田商業高等学校学則(昭和55年大和高田市教育委員会規則第3条)第15条の規定に基づき大和高田市立高田商業高等学校(以下「本校」という。)の管理運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(位置, 課程及び学科)

第2条 本校の位置並びに課程及び学科は、次のとおりとする。

奈良県大和高田市材木町8番3号に位置し、全日制の課程で、商業科とする。

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は、3年とする。

(生徒定員)

第4条 本校の生徒定員は、大和高田市教育委員会(以下「委員会」という。)の定めるところによる。

第2章 学年, 学期, 休業日等

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日, 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで
(期日については別途定める)
- (4) 冬期休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (5) 春期休業日 3月21日から4月7日まで
- (6) 学校創立記念日 10月1日
- (7) 前各号に掲げるもののほか, 大和高田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に届け出た日

(振替授業)

第8条 校長は、教育上必要があるときは、休業日に授業をし、又は授業日に休業することができる。

(臨時休業日)

第9条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程、学習評価、卒業認定等

(教育課程及び授業時数)

第10条 教育課程及び授業時数は、別に定める。

(単位の修得)

第11条 校長は、生徒が教育課程に従って、教科・科目を履修し、その成果が、教科及び科目の目標からみて満足できると認められるときは、その教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(学習の評価)

第12条 学習評価の基準は、別に定める。

(教育課程の修了及び卒業の認定)

第13条 校長は、生徒が所定の課程を修了したときは、卒業を認定する。

(卒業証書の様式)

第14条 卒業証書は、第1号様式とする。

(授業日数及び出席日数)

第15条 各学年の授業日数は、年間35週行うことを標準とする。

(原級留置)

第16条 校長は、生徒が学校の定める各学年の課程を修了したと認められないときは、当該生徒を原級に留めおくことができる。

第4章 入学、休学、退学等

(入学の許可等)

第17条 本校の入学は、委員会の定める基準により行う入学者の選抜に基づき、校長がこれを許可する。

2 入学を許可された者は、誓約書(その1)(様式第7号)と誓約書(その2)(様式第8号)に住民票写し又はこれに代わるものを添えて、校長に提出しなければならない。

3 校長は、保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

(転入学、編入学及び転学)

第18条 生徒が転入学、編入学又は転学しようとするときは、保護者等は、その事由を具して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による転入学又は編入学について願い出があったときは、教育上支障がない場合には、既に履修した教科・科目等の修得単位数に応じ、別に定める基準により相当学年に転入学又は編入学を許可することができる。

(留学)

第18条の2 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者等は、その事由を具して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による留学についての願い出があったときは、教育上有益と認める場合には、これを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定による単位の修得を認定された生徒については、別に定める基準により学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(退学及び再入学)

第19条 生徒が退学しようとするときは、保護者等は、その事由を具し、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 病気その他やむを得ない事由により第2学年以上を途中で退学した者は、退学後1年を限度として再入学を願い出ることができる。

3 校長は、前項の規定により再入学について願い出があったときは、別に定める基準により、再入学を許可することができる。

(休学及び復学)

第20条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため、休学しようとするときは、保護者等は、その事由を具して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による休学について願い出のあった場合に、修学が、困難と認められるときは、3ヶ月以上1年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者等は校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第5章 諸届、授業料等

(自宅外通学の届出)

第21条 保護者等は、生徒を自宅外から通学させようとするときは、第3号様式により校長に届け出なければならない。

(保証人が欠けたときの誓約書の提出等)

第22条 保護者等は、保証人が欠けたときは、速やかに、これに代わる者を定め、誓約書(その1)(様式第7号)と誓約書(その2)(様式第8号)を改めて校長に提出しなければならない。

2 前項の場合を除くほか、保護者等は、保証人に異動が生じたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

(改姓又は死亡の届出)

第23条 保護者等は、生徒が改姓又は死亡したときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(感染症発生時の処置)

第24条 保護者等は、生徒又はその同居者が学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定する感染症にかかり又はかかるおそれがあるときは、直ちに校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の規定による届け出があったときは、当該生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

(欠席、欠課、遅刻又は早退の届出)

第25条 保護者等は、生徒が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、学校に届け出なければならない。

2 保護者等は、生徒が負傷又は疾病により7日間以上の期間にわたって欠席しようとするときは、前項の届出に医師の診断書を添付しなければならない。

(忌引の届出)

第26条 保護者等は、生徒が忌引しようとするときは、第5号様式により校長に届け出なければならない。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 父母 | 7日 |
| (2) 祖父母・兄弟姉妹 | 3日 |
| (3) 伯叔父母 | 1日 |
| (4) その他の親族(曾祖父等) | 1日 |

※葬祭のための遠隔地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算する。

(諸証明書)

第27条 次の各号に掲げる証明書の交付を受けようとする者は、校長に願い出なければならない。

- (1) 卒業証明書(卒業見込証明を含む。)
- (2) 成績証明書(単位修得証明を含む。)
- (3) 在学証明書(在学した期間の証明を含む。)
- (4) 進学に関する証明(調書を含む。)

(授業料等)

第28条 授業料等の額及び納付方法については、大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収に関する条例(昭和29年条例第7号)による。

2 校長は、授業料を納期限内に完納しない者に対して、市の税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴

収に関する条例(昭和36年条例第21号)の定める処置をとることができる。

3 校長は、長期にわたり授業料を滞納する生徒に対して、出席停止又は退学を命ずることができる。

(生徒証の交付)

第29条 生徒証は、本校の生徒となったときに交付する。

(制服等の着用)

第30条 生徒は、別に定める制服等を着用しなければならない。

第6章 賞 罰

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒処分)

第32条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 校長は、次の各号の一に該当する者に、退学を命じることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 補 則

(その他)

第33条 この校則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この校則は、委員会の承認の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

令和8年4月 一部改正